

厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領（平成 30 年度申請者用）

（目的）

若者のものづくり離れ・技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成が課題となっており、若年技能者の育成、技能尊重気運の醸成を図る必要があります。

このため、「ものづくりマイスター制度」を設け、認定されたものづくりマイスターが、広く若年技能者の育成支援及び技能継承支援の活動を行うものです。

※注 1 ものづくりマイスターの登録は、雇用の紹介・斡旋をするものではありません。

※注 2 「ものづくりマイスター制度」は、中小企業・団体等のほか教育訓練機関（工業高校等）からの実施要望に基づいて、登録されているものづくりマイスターの中から適任者を派遣し、技能競技大会の課題や技能検定試験の課題を活用した実技指導を行うほか、小中学校の授業等における技能継承支援の活動を行うものです。

（実施体制）

- (1) ものづくりマイスターの認定・登録に必要な事項は、中央技能振興センター（以下「センター」という。）が行います。
- (2) ものづくりマイスターの募集等に係る事務、中小企業等からの実技指導要請に基づくコーディネートは、地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）が行います。
- (3) センター及びコーナーは、厚生労働省の委託を受け中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）が開設しているものです。

（認定基準）

ものづくりマイスターは、次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 次のアからキまでのいずれかに該当すること
 - ア 別表第 1 の左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）の特級又は 1 級若しくは単一等級の技能士
 - イ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、別表第 1 の右欄に掲げるものにおける成績優秀者（銅賞まで）
 - ウ 高度熟練技能者のうち認定対象職種に該当するもの
 - エ 卓越した技能者（現代の名工）のうち認定対象職種に該当するもの
 - オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定 1 級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種に該当するもの
 - カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 65 条の規定により、1 級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち認定対象職種に該当するもの
 - キ 別表第 2 の左欄各号に掲げる職種について、右欄に掲げる要件に該当する者
- (2) 当該職種の実務経験が 15 年以上あること
- (3) 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること

(申請資格)

次の要件を満たしていることを申請資格とします。

- (1) 応募時に、企業等に所属している方は代表者又は所属長の、それ以外の方は第三者（いずれも二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。）から、ものづくりマイスターとしてふさわしい者として推薦を受けられる方。
- (2) 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

(申請方法)

- (1) 認定を希望する方は、コーナーへ「ものづくりマイスター認定申請書」、(以下、「申請書」といいます。)を提出してください。提出先は、原則として在職者の方は事業所所在地、在職者でない方は居住地のコーナーとしています。
- (2) コーナーにおいては、受付の際に認定基準、申請資格に該当するか確認のうえ、必要に応じて面接を行い認定審査のために「申請書」をセンターへ提出します。

(認定申請書の記入に当たっての留意事項)

- (1) 認定要件等の確認に必要な資格・免許等の写しを認定申請書に添付してください。(写しは縮小も可。)
- (2) 認定申請書の各項目の記載に当たっては、楷書体で簡潔に記入してください。
なお、ホームページへの掲載文字数の制限を設けていることから、記入内容が文字制限数を超えた場合は、一部割愛することがあります。
- (3) 記載項目のうち、「得意とする指導内容」欄には、「指導する職種」、「対象となる機械/作業等」、「指導内容/方法/目標到達度等」の順でご記入ください。
- (4) 企業に所属している方は企業の承諾が必要となりますので、認定申請書の推薦欄に代表者又は所属長等の署名捺印のうえ提出してください。

(ものづくりマイスター認定及び登録)

- (1) センターでの審査の結果は、コーナーを経由して通知されます。ものづくりマイスターに認定された方にはものづくりマイスター認定証を併せて交付します。
- (2) 認定されたものづくりマイスターとして活動するためには、コーナーが実施する指導技法等講習を受講する必要があります(受講料は無料です)。
なお、次に該当する方は指導技法等講習の受講免除が受けられますので、申請時に証明書類の写しを添えてお申し出ください。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ① 48時間講習修了者 | ② 職業訓練指導員免許保持者 |
| ③ 高度熟練技能者活動経験者 | ④ 特級技能士 |
| ⑤ 技能継承等インストラクター研修修了者(平成21年度実施) | |

- (3) ものづくりマイスターに認定された方は「ものづくりマイスター認定・登録システム」(以下「システム」という。)のデータベースに登録し、HP「ものづくりマイスターデータベース」で認定職種及び次の内容を公表します。
 - ① 氏名及び性別
 - ② 登録地(都道府県名)
 - ③ 所属企業名及び所在地(市区町村まで)
 - ④ 技能に係る主な取得資格・免許等(技能検定職種・作業名は現在の呼称で統一)
 - ⑤ 得意とする指導内容
 - ⑥ 活動条件
 - ⑦ 主な技能指導実績(指導の目的・内容、期間)
 (WEB上で環境依存文字となる漢字はJIS第1水準、第2水準文字で表示します。)

なお、上記以外の内容は、厚生労働省、センター、コーナーの関係者のみが、当該事業の共有情報として扱います。

(登録内容の変更)

ものづくりマイスターの登録内容に変更が生じた場合は、指定された書面（申請書）に変更に係る必要事項（申請種別、認定番号、氏名及び変更が生じた内容）を記入の上、速やかに登録地のコーナーへ提出してください。

(登録の解除)

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとします。

- (1) 本制度の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合
- (2) 登録内容に虚偽が判明し、悪質と判断した場合
- (3) ものづくりマイスター本人から、登録取消しの申し出があった場合

(ものづくりマイスターの派遣活動)

「ものづくりマイスター制度」に係る派遣技能指導者として、厚生労働省が定める事業実施要領及び各コーナーの事業計画に基づいた派遣を依頼します。

派遣の際に、「ものづくりマイスターシンボルマーク」の腕章、ワッペンを貸与します。

(個人情報の取り扱い)

提出いただいた個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理いたします。

なお、個人情報の取扱い等については、受託者である中央協会及び都道府県協会のホームページ等をご参照ください。

別表第1

ものづくりマイスター 認定対象職種

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種（33 職種）
(1) 造園	造園
(2) さく井	
(3) 金属溶解	
(4) 鋳造	
(5) 鍛造	
(6) 金属熱処理	
(7) 粉末冶金	
(8) 機械加工	精密機器組立て
	旋盤
	フライス盤
(9) 放電加工	
(10) 金型製作	
(11) 金属プレス加工	
(12) 鉄工	構造物鉄工
(13) 建築板金	
(14) 工場板金	自動車板金
	曲げ板金
(15) めっき	
(16) アルミニウム陽極酸化処理	
(17) 溶射	
(18) 金属ばね製造	
(19) ロープ加工	
(20) 仕上げ	機械組立て
	抜き型
(21) 切削工具研削	
(22) 機械検査	
(23) ダイカスト	
(24) 機械保全	
(25) 電子回路接続	
(26) 電子機器組立て	電子機器組立て
(27) 電気機器組立て	工場電気設備
(28) 半導体製品製造	
(29) プリント配線板製造	
(30) 自動販売機調整	
(31) 産業車両整備	
(32) 鉄道車両製造・整備	
(33) 光学機器製造	
(34) 複写機組立て	
(35) 内燃機関組立て	
(36) 空気圧装置組立て	
(37) 油圧装置調整	

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種 (33 職種)
(38) 縫製機械整備	
(39) 建設機械整備	
(40) 農業機械整備	
(41) 冷凍空気調和機器施工	冷凍空調技術
(42) 染色	
(43) ニット製品製造	
(44) 婦人子供服製造	洋裁
(45) 紳士服製造	
(46) 和裁	和裁
(47) 寝具製作	
(48) 帆布製品製造	
(49) 布はく縫製	
(50) 機械木工	
(51) 木型製作	木型
(52) 家具製作	家具
(53) 建具製作	建具
(54) 紙器・段ボール箱製造	
(55) プリプレス	
(56) 印刷	
(57) 製本	
(58) プラスチック成形	
(59) 強化プラスチック成形	
(60) 陶磁器製造	
(61) 石材施工	石工
(62) パン製造	
(63) 菓子製造	洋菓子製造
(64) 製麺	
(65) ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
(66) 水産練り製品製造	
(67) みそ製造	
(68) 酒造	
(69) 情報配線施工	情報ネットワーク施工
(70) 建築大工	建築大工
(71) 枠組壁建築	
(72) かわらぶき	
(73) とび	とび
(74) 左官	左官
(75) 築炉	
(76) ブロック建築	
(77) エーエルシーパネル施工	
(78) タイル張り	タイル張り
(79) 畳製作	
(80) 配管	配管
(81) 厨房設備施工	
(82) 型枠施工	

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種（33 職種）
(83) 鉄筋施工	
(84) コンクリート圧送施工	
(85) 防水施工	
(86) 樹脂接着剤注入施工	
(87) 内装仕上げ施工	
(88) 熱絶縁施工	
(89) カーテンウォール施工	
(90) サッシ施工	
(91) 自動ドア施工	
(92) バルコニー施工	
(93) ガラス施工	
(94) ウェルポイント施工	
(95) テクニカルイラストレーション	
(96) 機械・プラント製図	機械製図
(97) 電気製図	
(98) 金属材料試験	
(99) 貴金属装身具製作	貴金属装身具
(100) 印章彫刻	
(101) 表装	
(102) 塗装	
(103) 路面標示施工	
(104) 広告美術仕上げ	
(105) 義肢・装具製作	
(106) メカトロニクス	メカトロニクス
(107) 電気溶接	電気溶接
(108) 電工	電工
(109) 自動車工	自動車工
(110) 車体塗装	車体塗装
(112) 時計修理	時計修理

※「111 IT ネットワークシステム管理」は、H29 年度より IT マスター職種に移行したため、表中から削除された（コードは欠番）。

別表第 2

ものづくりマイスター 認定対象要件

ものづくりマイスター 認定職種名	要件
(108) 電工	電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた、電気機器組立て職種の特級又は一級の技能士であること
(109) 自動車工	自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による一級小型自動車整備士であること